

職場体験事業に参加をされる方へ（体験上の留意事項）

職場体験は、実際の現場での業務を体験することにより、今まで持っていたイメージとのギャップを解消し、より福祉・介護に対する関心を高め、就職への動機付け等にしていただくことを目的としております。体験を行うにあたり、以下の事項を確認、遵守してください。

1. 体験上の心構え

- (1) 体験を行う受入施設等についての事業内容につき、あらかじめ知識を得ておいてください。また、体験期間中は受入施設等の方針、職員の指示に従い体験を行うこととし、疑問点や対処が判らない場合は、速やかに職員の指示を仰いでください。
- (2) 福祉・介護の業務は「人と接すること」が基本となります。体験の場は利用者の生活の場でもあることを心得て、利用者の人権に配慮して公平かつ節度ある行動をしてください。なお、特別なケア、配慮が必要な場合には、受入施設等の職員の指示に従い行動すること。
- (3) 体験により得た知識、技量等は自分の成果となりますが、体験で得た利用者等に関する個人情報については、体験後においてもこれを他人に漏らしてはなりません。
- (4) 体験前及び体験期間中の体調管理には十分注意するとともに、風邪による発熱、腹痛等の体調不良を生じた場合には、そのまま体験を続行することなく、一旦受入施設等の職員に相談してください。やむを得ず体験を中止する場合は、その旨受入施設等並びに千葉県福祉人材センター（以下「当センター」とする。）に連絡してください。
- (5) 体験中に万一事故、事件等が発生した場合は、その対処につき速やかに職員の指示を仰ぐこととし、自分の判断のみで対応しないでください。また、当該事故、事件の概要につき当センターへ連絡してください。

2. 職場体験報告書の提出について

職場体験の終了後は、体験の内容、感想等を「職場体験終了報告書」に記載し、当センターに提出してください。

3. 体験費用について

- (1) 参加体験費用は、無料とします。ただし、体験のための交通費や食費が必要な場合については自己負担となります。また、体験に際してユニフォーム等の着用が必要な場合は、当該被服費についても同様です。実費負担が必要な項目については、事前に受入施設等の受入条件を十分確認してください。
- (2) 受入に際し、受入施設等が体験参加者に対し健康診断、感染症検査等を求める場合は、当該費用については、受入施設等が負担するものとします。
なお、1日コースについては、いずれの受入施設等においても健康診断及び感染症等に係る検査の実施等を体験参加者に対し求めないものとします。

4. 職場体験の実施条件について

- (1) 体験できる施設、回数は、原則1人1施設となります。ただし、他の異なるサービス種別、施設種別につき体験を希望する場合は、この限りではありません。
- (2) 体験期間は、1日、連続する2日間または5日間（いずれかを選択）を原則とします。
- (3) 1日における体験時間は、概ね6時間程度とします。
- (4) 体験事業の実施にあたり、全国社会福祉協議会の用意するボランティア行事用保険に、当センターから加入手続きをいたします。

5. その他

その他、受入施設等、当センターと連絡を密にし、体験を実施するうえでの1～4までに定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとします。